

岐阜県担い手育成総合支援協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、岐阜県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）が行う作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成21年4月1日付け21生産第10516号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、作付拡大条件不利補正対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な資金（以下「資金」という。）を安全に管理しつつ、地域協議会（実施要綱第2の2に定める地域協議会）をいう。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正に、適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う県内の地域協議会に対し、本事業にかかる助成金を交付するものとする。

第2章 資金の管理

(資金の管理)

第3条 県協議会は、本事業に係る資金については、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 県協議会は、本事業に係る助成金の交付は、前項の勘定から行われなければならない。また、これらの勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。

3 県協議会は、本事業について、地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。

4 県協議会は、第1項の資金を岐阜県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

第3章 作付拡大条件不利補正対策事業の実施

(地域協議会の承認等)

第4条 地域協議会は、実施要綱第3の取組を行おうとするときは、次に掲げる運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、地域協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して実施要綱第3に定める事業を行おうとする場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、協議会の事業計画を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 運営規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- 2 地域協議会は、実施要領別記様式第1号に準じた様式により、6月末日までに県協議会に会員名簿、協議会規約・規定及び事業計画等を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 県協議会は、2の申請の内容を審査し、実施要領第3の1の要件を満たすと認める場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、地域協議会に通知しなければならない。
- 4 地域協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 5 地域協議会は、1のアの運営規約を変更するときは、参考様式第1号により県協議会に変更の承認の申請をしなければならない。
- 6 地域協議会は、1のイからカまでの規程を変更したときは、参考様式第2号により速やかに県協議会に届け出なければならない。
- 7 県協議会は、地域協議会が実施要領第3の1の要件を欠いたと認めた場合又は実施要綱第3に定める取組の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかったと認めた場合であって、3の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ東海農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、3の承認を取り消したときは、その理由を地域協議会に通知しなければならない。

(県作付拡大推進方針)

第5条 県協議会は、実施要領第8の1に定めるところにより県作付拡大推進方針を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会に参考様式第3号により通知するものとする。

(県作付拡大計画書)

第 6 条 県協議会長は、実施要領第 8 の 2 に定めるところにより県作付拡大計画書を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会の長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に参考様式第 3 号により通知するものとする。

(地域作付拡大計画書)

第 7 条 地域協議会の長は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領別記様式第 10 号により地域作付拡大計画書を作成し、7 月末日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 2 県協議会長は、前項の地域作付拡大計画書の提出を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第 6 条の県作付拡大計画書に照らして適当である場合は、これを承認するものとする。
- 3 地域作付拡大計画書について県協議会の承認を得た地域協議会は、速やかに本事業の助成の対象となり得る者に地域作付拡大計画の内容を周知するものとする。
- 4 地域作付拡大計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更があった場合は、1 の規程による手続に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 地域協議会の変更

(3) 事業費の 3 割を超える増減

(作付拡大営農計画書)

第 8 条 地域協議会は、実施要領参考様式を参考に作付拡大営農計画書の様式を作成し、本事業の助成の対象となり得る者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から当該助成金を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、8 月末日までにその提出を受けるものとする。

- 2 地域協議会は、前項の作付拡大営農計画書の提出を受けるに当たっては、作付拡大営農計画書の提出者に対して、前項の助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から作付拡大営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該作付拡大営農計画書に記載された取組の全部又は一部を助成対象から外した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を参考様式第 4 号により通知するものとする。
- 4 地域協議会は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その

者に通知が到達した日から地域協議会の長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けけるものとする。

- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合については、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

(助成金の申請・請求及び支払)

第9条 地域協議会は、本事業の実施に必要な経費について、参考様式第5号により9月末日までに県協議会に交付を申請するものとする。

- 2 県協議会は、地域協議会より、本事業の交付申請があった場合には、申請内容について審査し、交付決定した場合において、参考様式第6号により、地域協議会に通知するものとする。

- 3 地域協議会は、前項の経費について、参考様式第7号により、事業が完了する以前に概算払を請求することができるものとする。

- 4 県協議会は、地域協議会から、1及び2の交付申請及び概算払請求があり、その内容が適正であると認められた場合には第3条第1項の勘定から、参考様式第8号により、速やかに概算金額を地域協議会に交付するものとする。

- 5 地域協議会は、1の申請書を提出するに当たって、実施要綱第3の事業について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合に当たっては、この限りではない。

(助成金の支払)

第10条 地域協議会は、第8条に基づき提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組が実施要綱及び実施要領に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、作付拡大営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす作付拡大営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、当該作付拡大営農計画書の提出者に交付額を参考様式第9号により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、県協議会から第9条第3項により交付された本事業に係る助成金があるときは、地域協議会は、当該助成金が交付されてから遅滞なく作付拡大営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。
- 3 第1項の助成額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。
- 4 地域協議会は、第1項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった作付拡大営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に助成金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

（助成金の返納）

- 第11条 本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。
- 2 前項の返納があった場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部を県協議会に返納しなければならない。
 - 3 県協議会は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会に送付しなければならない。
 - 4 前項の助成金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

- 第12条 地域協議会は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第4章 報 告

（事業実施状況の報告）

- 第13条 県協議会は、必要に応じて、地域協議会より本事業の実施状況の報告を求

めることができるものとする。

(事業実績の報告及び精算払い)

第14条 地域協議会は、事業が完了した日から30日以内または平成23年2月末日のいずれか早い期日までに県協議会に対して、参考様式第10号により、事業の実績を報告し、助成金の精算及び請求するものとする。

2 県協議会は、事業実績報告書及び助成金請求書を受けたときは、その内容について、確認を行うとともに、地域協議会に対して、参考様式第11号により、助成金の額の確定を通知するとともに、必要に応じて精算払いを行い、又は助成金の返還を求めるものとする。

3 第9条第5項のただし書きにより交付の申請をした地域協議会は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

4 県協議会は、事業の実施状況について、地域協議会からの報告を取りまとめ、平成23年3月末日までに実施要領別記様式第12号により、地方農政局長等に報告するものとする。

第5章 雑 則

(事業期間)

第15条 本対策の事業期間は、交付決定日から平成23年3月31日までとする。

(帳簿の備付け等)

第16条 地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対し、助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第17条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

岐阜県担い手育成総合支援協議会
会 長 今 井 良 博 殿

住 所
地 域 協 議 会
会 長 【印】

地 域 協 議 会 規 約 変 更 承 認 申 請 書

地 域 協 議 会 規 約 を 下 記 に よ り 変 更 し た い の で、 作 付 拡 大 条 件 不 利 補 正 対 策 事 業 業 務 方 法 書 第 4 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、 関 係 書 類 を 添 え て 承 認 を 申 請 す る。

記

- 1 地 域 協 議 会 規 約 を 変 更 す る 理 由
- 2 変 更 箇 所
別 紙 「 新 旧 対 照 表 」 の と お り

- 添 付 書 類
- 1 変 更 後 の 地 域 協 議 会 規 約 案
 - 2 規 約 の 変 更 を 議 決 し た 総 会 の 議 事 録 の 写 し

岐阜県担い手育成総合支援協議会
会 長 今 井 良 博 殿

住 所
地 域 協 議 会
会 長 【印】

地 域 協 議 会 規 程 変 更 届 出 書

地 域 協 議 会 規 程 を 下 記 に よ り 変 更 し た の で 、 作 付 拡 大 条 件 不 利 補 正 対 策 事 業 業 務 方 法 書 第 4 条 第 6 項 に 基 づ き 、 関 係 書 類 を 添 え て 届 出 す る 。

記

- 1 変更した規程の名称
地 域 協 議 会 規 程
地 域 協 議 会 規 程
- 2 変更箇所
別紙「新旧対照表」のとおり

- 添付書類
- 1 変更後の 地 域 協 議 会 規 程
 - 2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

番 号
年 月 日

地域 協議会長 殿
(会長が定まっていない場合には、市町村長等)

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シカヅカ庁舎
岐阜県担い手育成総合支援協議会
会 長 今 井 良 博 【印】

平成22年度岐阜県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）について

平成22年度岐阜県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）を策定したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第5条（又は第6条）の規定に基づき通知する。

（注）東海農政局長に提出した岐阜県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）を添付すること。

番 号
年 月 日

殿

住 所

地域 協議会
会長

【印】

作付拡大営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成22年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第8条第3項の規定に基づき通知する。

なお、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第8条第4項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接（事務所の所在地）に出頭の上、申し立てられたい。

記

- 1 決定の内容
の除外
××の除外

- 2 理由

により助成要件の確認を行うことが不可能であると判断したため。

番 号
年 月 日

岐阜県担い手育成総合支援協議
会 長 今 井 良 博 殿

住 所
地 域 協 議 会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の交付申請について

平成22年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第1項の規定により 円の交付を申請をする。

(注)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記1より、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画内容のとおり事業をしたいので」を「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

番 号
年 月 日

地域 協議会長 殿

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シツタツク庁舎
岐阜県担い手育成総合支援協議会
会 長 今 井 良 博 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の交付決定通知について

平成22年 月 日 第 号で申請のあった交付申請について、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

記

交付決定額： 円

番 号
年 月 日

岐阜県担い手育成総合支援協議
会 長 今 井 良 博 殿

住 所
地 域 協 議 会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金の概算払い請求について

平成22年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、概算
払いの請求をしたいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第3項の規定に
基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

請求額： 円

(注) 請求額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

2 振込先

(注) 複数回に分けて請求する場合で、2回目以降の請求にあっては、「交付されたく」を
「追加交付されたく」と置き換える。

番 号
年 月 日

地域 協議会長 殿

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シタタケ庁舎
岐阜県担い手育成総合支援協議会
会 長 今 井 良 博 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額について

平成22年 月 日付け 第 号で請求のあった作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第4項に基づき通知する。

記

(単位：円)

1 固定払相当

		交 付 額	
		うち国費	
既 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	
今 回 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	

(単位：円)

2 推進事務費

		交 付 額	
		うち国費	
既交付額			
今回交付額			

殿

住 所

地域 協議会
会長

【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額の通知について

平成 年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書兼交付金申請の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので通知する。

- 1 なお、作付拡大営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。

記

(単位：円)

		員数	単価	交付額		備 考
					うち国費	
交 付 額	内 訳	小麦				
		二条大麦				
		六条大麦				
		はだか麦				
		大豆				
合計						

(注)

- 1 助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き(上段に修正前をカッコ書き、下段に修正後)するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその修正の内容を別葉に記載して添付すること。
- 2 単価調整を実施した場合には、その旨を備考欄に記載するか、又はその旨を別葉に記載して添付すること。
- 3 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとする。

記入上の注意

- ・助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には「 1 」を記載すること。

番 号
年 月 日

岐阜県担い手育成総合支援協議
会 長 今 井 良 博 殿

住 所
地 域 協 議 会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第14条第1項の規定により、下記によりその実績を報告する。
また、併せて、精算額として 円の交付を請求する。

記

(単位：円)

1 固定払相当

		交 付 額		
		うち国費		
交 付 額	合計			
	内 訳	小麦		
		二条大麦		
		六条大麦		
		はだか麦		
		大豆		

(単位：円)

2 推進事務費

		交 付 額	
		うち国費	

番 号
年 月 日

地域 協議会長 殿

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シカヅカ庁舎
岐阜県担い手育成総合支援協議会
会 長 今 井 良 博 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった件について、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第14条第2項の規定に基づき、 円に確定したので通知する。
なお、既に交付した補助金 円との差額については、下記により別途支出する。

記

精算額： 円

(注) 助成金の返還がある場合は、「別途支出する」を「返還を命じる」、「精算額」を「返還額」と置き換える。